

第5期中期目標・中期計画策定に向けた 主務省等からの方向性

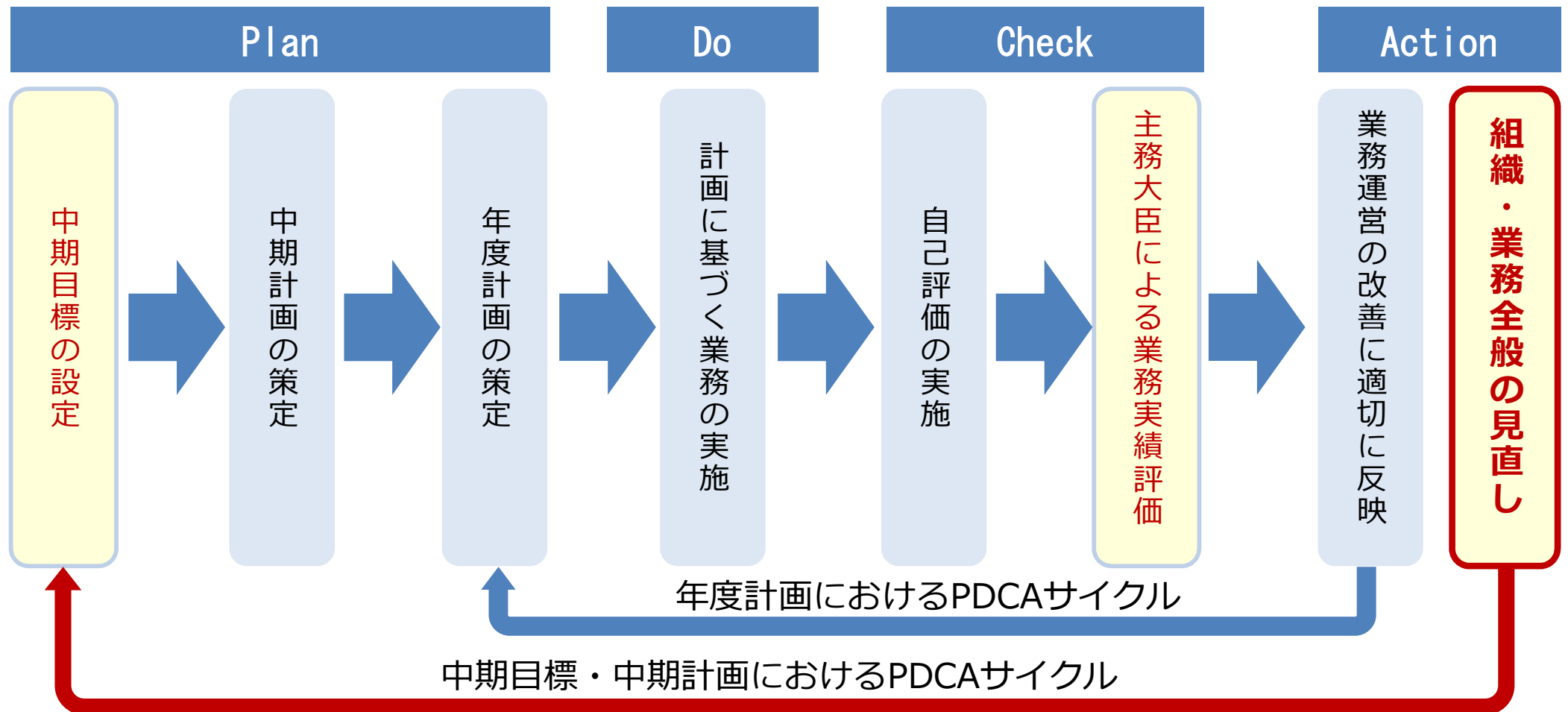
(令和5年運営評議会資料)

目次

中期目標管理法人における組織・業務全般の見直し	2
独立行政法人日本学生支援機構見直し内容	3
独立行政法人日本学生支援機構の次期目標の策定等に向けた論点	8
参考資料	
<参考>こども未来戦略方針概要抜粋	10
<参考>「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について	11
<参考>こども未来戦略会議における動き	12
<参考>教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ (第二次提言)」概要抜粋	13
<参考>教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ (第二次提言)」パンフレット	15
<参考>教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ (第二次提言)」工程表概要抜粋	16
<参考>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律概要	17
<参考>障害のある学生の修学支援に関する検討会の動き	18

中期目標管理法人における組織・業務全般の見直し

中期目標期間の最終年度（日本学生支援機構においては今年度が該当）には、年度評価に加え、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（**見込評価**）を行うことが定められている。見込評価の結果は、**機構の組織及び業務の全般的な見直しと次期中期目標の策定**において活用される。



独立行政法人日本学生支援機構見直し内容（1 / 5）

（令和5年8月25日文科科学省「独立行政法人日本学生支援機構見直し内容」より）

1. 政策上の要請及び現状の課題

（1）政策上の要請

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的とする、学生支援のナショナルセンターである。

第4期中期目標期間においては、令和元年に大学等における修学の支援に関する法律が成立し、授業料等減免と給付型奨学金を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」が令和2年度に開始される等、学生支援の重要性や、その中での機構の役割は年々高まっている。

我が国においては、急速な少子化・人口減少が進み、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるラストチャンスと言われる中、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）において、高等教育費の負担軽減として、令和6年度から、

- ・ 授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の間層への支援対象の拡大
- ・ 大学院修士段階における授業料後払い制度の導入
- ・ 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

等が掲げられており、機構は、奨学金事業の充実を通じて、その中心的な役割を果たす必要がある。

また、コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流に回復の兆しが見られ、世界各国が国境を越えた人材獲得を進める中、我が国はコロナからの回復にすら遅れを取っている状況にあり、人的交流の活性化が急務となっている。

教育未来創造会議においてとりまとめた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月教育未来創造会議決定）において

- ・ 各国の学生の留学を巡る諸情報の収集・分析・リクルーティング戦略立案機能の強化
- ・ 単位認定を伴う中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生への支援の充実

等が掲げられており、機構においても、留学生支援事業による必要な対応が求められている。

さらに、我が国における障害のある学生（以下、「障害学生」という。）の数は十年で約4倍に増加している中、令和3年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、令和6年度から、私立学校を含む全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況において、機構においても障害学生支援の更なる推進に取り組んでいく必要がある。

独立行政法人日本学生支援機構見直し内容（2 / 5）

（令和5年8月25日文科科学省「独立行政法人日本学生支援機構見直し内容」より）

1. 政策上の要請及び現状の課題

（2）現状の課題

このような現状を踏まえ、機構は以下に示すような経営課題に対応していくことにより、様々な社会的要請に応え、学生支援に資する施策を実施することが求められる。

- ・ 奨学金について、政府方針に基づく事業規模の拡大や前述の制度改正に着実に対応し、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等を的確に支援すること。
- ・ 前述の制度改正や企業による代理返還制度等を含め、奨学金制度の周知・広報を進めるとともに、奨学金の適切な利用について理解増進を図ること。
- ・ 国際情勢が刻一刻と変化する中、留学生交流を推進する上で、戦略的な外国人留学生の受入れ及び日本人留学生の派遣が求められていることを踏まえ、事業執行に必要なデータ等のみならず、諸外国の動向等の戦略立案に必要な情報収集や情報分析等を行う体制を強化すること。
- ・ 意欲と能力のある学生が留学の機会を得られるよう、政府方針を踏まえ、留学に係る奨学金制度や大学等の留学生交流の支援、多様な情報発信を進め、外国人留学生の受入れや日本人学生等の留学支援を推進すること。
- ・ 障害学生が年々増加し、全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、大学等における障害学生支援の取組を促進すること。
- ・ 学生の就職・採用活動の早期化・長期化の是正及び学生の学修時間の確保に十分留意しつつ、採用形態・キャリアパスの多様化やグローバル化の推進を念頭に産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援に係る取組の促進を図ること。
- ・ 高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、職員の処遇の適正化及び労働環境の一層の改善等を通じ、多様な専門性を持つ人材の確保・育成を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けて継続的に取り組むこと。また、そのために、経営層のガバナンスの下で、業務の特質に応じた体制を整備する等、適切な業務運営に努めること。

独立行政法人日本学生支援機構見直し内容（3 / 5）

（令和5年8月25日文科科学省「独立行政法人日本学生支援機構見直し内容」より）

2. 講ずるべき措置

上記で述べた機構に求められる政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

（1）中期目標期間

機構が実施する学生支援業務は、奨学金の貸与や支給など長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標期間を5年とする。

（2）中期目標の方向性

今中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、次期中期目標において重要事項として位置づける。

○ 奨学金事業

- ・ 給付型奨学金の多子世帯や理工農系の中間層への支援対象の拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の導入、貸与型奨学金における減額返還制度の見直し等、政府方針に基づく高等教育費の負担軽減に係る新たな施策を着実に進める。
- ・ 経済的支援を必要とする学生等に対して、奨学金の支給及び貸与を的確に実施するとともに、ユーザビリティの向上に努める。
- ・ 大学等と連携し、奨学生としての学業精励の自覚を促すとともに、返還意識の涵養を図る。また、減額返還制度、返還期限猶予制度等のセーフティネットの理解・活用を促進し、返還が困難な者の返還負担を軽減しつつ、返還金の着実な回収や延滞の防止に努める。
- ・ SNS等の多様な媒体や、スカラシップ・アドバイザー派遣事業、コールセンター機能等を活用しつつ、前述の制度改正や企業による代理返還制度等の新たな制度を含め、学生・保護者・学校関係者・返還者等への分かりやすい情報の提供に努める。
- ・ 給付や返還が完了した奨学生とのつながりやネットワークの構築に向けた取り組みを進め、制度への理解増進や寄附金等による支援の拡大等、事業の活性化につなげる。

独立行政法人日本学生支援機構見直し内容（4 / 5）

（令和5年8月25日文科科学省「独立行政法人日本学生支援機構見直し内容」より）

2. 講ずるべき措置

（2）中期目標の方向性

○ 留学生支援事業

- ・外国人留学生の受入れについて、政府方針を踏まえつつ、諸外国の留学に関するデータの収集や現地の教育の状況、留学を巡る社会経済的状況、政策動向等の情報収集・分析を行うための体制を強化する。
- ・日本人学生の海外留学について、政府戦略を踏まえ、各種奨学金制度や情報提供、留学後のフォローアップ等の適切な実施により、日本人留学生の派遣を強化する。
- ・外国人留学生の受入れについて、上述の情報収集・分析機能を踏まえ戦略の立案機能を強化し、関係機関との連携の下、学生の早期からのリクルートや広報・情報発信、各種奨学金制度の適切な実施、卒業・修了後の就職支援等までの留学前から就職・帰国後までの一貫した支援を行う。
- ・支援を受けた留学経験者とのつながりやネットワークを強化し、留学の魅力に係る情報発信の強化や寄附金等による海外留学支援の拡大等、事業の活性化につなげる。
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく、認定日本語教育機関に係る情報の海外への発信を実施する。

○ 学生生活支援事業

- ・学生生活、学生生活支援に関する調査・分析を行い、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。
- ・障害学生支援における問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施し、大学等における支援体制の全体的な底上げを図る。
- ・キャリア教育・就職支援の推進のため、各大学等の教職員の資質向上や大学等と企業等のネットワーク構築に資するよう、全国規模のガイダンスや様々な課題に対応したワークショップ等を実施するとともに内容の充実を図る。また、産学連携による教育的効果の高いインターンシップをはじめとして、産学協議会により示された新たな類型に基づく学生のキャリア形成支援に係る取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と企業等との取組を支援する。

独立行政法人日本学生支援機構見直し内容（5 / 5）

（令和5年8月25日文科科学省「独立行政法人日本学生支援機構見直し内容」より）

2. 講ずるべき措置

（2）中期目標の方向性

○ 業務運営及び財務内容等に関する事項

（人材の育成・活用の促進）

- ・業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融・債権管理・税制等の専門性や、留学生事業における諸外国の情報収集・分析及びリクルーティング戦略立案等を行える多様な専門性を持つ人材の育成・確保に向け、職員の処遇の適正化及び労働環境の一層の改善等の取組を進める。
- ・大学等と連携し、職員が学生等や学校関係者と接する機会を拡大し、学生支援業務の意義や貢献を実感することや、業務への自発的な関わり等が推進される職場環境の構築等を通じて、職員のモチベーション向上に向けて継続的に取り組む。

（運営体制の整備・業務の効率化）

- ・業務が高度化・多様化する中、政府方針に基づく奨学金の制度改正等に着実に対応するため、効率的な業務運営に努めつつ、必要となる運営体制や職場環境を整備する。その際、複雑化する政策課題に対応するため、引き続き、組織間の連携により柔軟な業務運営に努める。

（情報セキュリティ対策の推進）

- ・引き続き、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、高度化・複雑化するサイバー攻撃への対策等、必要な情報セキュリティ対策を推進する。

（寄附金の活用の促進）

- ・学生支援の更なる充実のため、寄附金募集に係る広報等を推進し国内外からの寄附金の拡大を図るとともに、災害支援金をはじめとした、多様な困難を抱える学生等への支援策への活用を引き続き促進する。

独立行政法人日本学生支援機構の次期目標の策定等に向けた論点

令和5年10月23日に開催された第43回独立行政法人評価制度委員会において、次期目標の策定等に向けた論点整理が行われた。以下の論点については、次回（11月27日）の委員会において、次期中期目標策定に当たり盛り込むべき留意事項として取りまとめられる予定。

（令和5年10月23日開催「第43回独立行政法人評価制度委員会」説明資料より抜粋）

令和5年度に中期目標期間が終了する法人に係る次期目標の策定等に向けた論点について

- ・ 奨学金制度の多様化に伴い業務量が増加し、業務内容も高度化・複雑化している中、デジタル技術を活用した業務処理方法の改善など、法人や制度利用者の負担が軽減されるような更なる業務の見直しを行うことを次期中期目標に盛り込んではどうか。
- ・ 現在行っている寄附金の獲得につなげるための取組のほか、給付や返還が完了した元奨学生や支援を受けた留学経験者とのつながりを構築・維持するための具体的な方策について、次期中期目標において明確にすべきではないか。
- ・ 職員がモチベーションをさらに高めることができるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進することや、新たな仕事の進め方等が提案できる、一層風通しの良い職場環境の整備を行うことについて、次期中期目標に盛り込んではどうか。
- ・ 今後予定される、奨学金制度の更なる多様化・高度化に対応するため、金融等の多様な専門性を持つ人材の確保について、次期中期目標に盛り込んではどうか。
また、留学生支援事業の効果的な実施のため、海外の人材も含め、諸外国の情報等の収集・分析等を行うことが可能な人材の積極的な登用について、次期中期目標に盛り込んではどうか。

參考資料

<参考>こども未来戦略方針概要抜粋

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」に示されている「こども・子育て支援加速化プラン」においては、高等教育費の負担軽減策として奨学金制度の充実等が盛り込まれた。

少子化対策「加速化プラン」

①若い世代の所得を増やす

児童手当

- ☑ 所得制限撤廃
- ☑ 支給期間3年延長（高校卒業まで）
- ☑ 第三子以降は3万円に倍増

高等教育（大学等）

- ☑ 授業料減免（高等教育の無償化）の拡大
- ☑ 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- ☑ 授業料後払い制度の抜本拡充

出産

- ☑ 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引上げ
- ☑ 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

働く子育て世帯の収入増

- ☑ 106万円の壁を超えても手取り収入が逆転しない
- ☑ 週20時間未満のパートの方々→雇用保険の適用を拡大
自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

住宅

- ☑ 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- ☑ フラット35の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

育休をとりやすい職場に

- ☑ 育休取得率目標を大幅に引上げ
- ☑ 中小企業の負担には十分に配慮／助成措置を大幅に拡充

育休制度の抜本的拡充

- ☑ 3才～小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- ☑ 時短勤務時の新たな給付
- ☑ 産後の一定期間に男女で育休を取得した場合の給付率を手取り10割に

③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- ☑ 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
伴走型支援：10万円＋相談支援
- ☑ 「こども誰でも通園制度」を創設
- ☑ 保育所：量の拡大から質の向上へ
- ☑ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

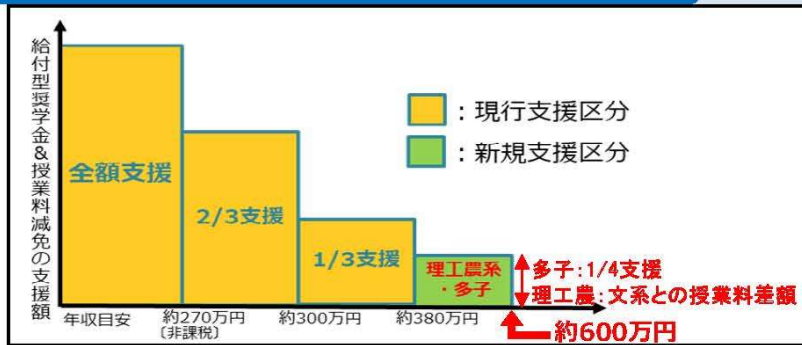
<参考> 「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について

「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度～）

学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象

<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
- ・理工農系支援：文系との授業料差額

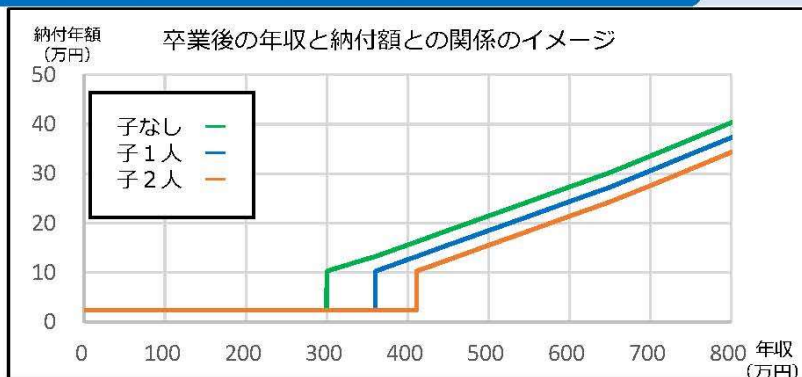
※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

※ 多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討する。

大学院生（修士段階）向け

2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

<参考>こども未来戦略会議における動き

第7回こども未来戦略会議（令和5年10月2日開催）において、盛山文部科学大臣より資料提出があり、高等教育費の負担軽減に向け、加速化プランを確実に実行し、今後の予算編成過程で更なる支援拡充を検討していくとの発言があった。

こども未来戦略方針等を踏まえた文部科学省における対応について

こども未来戦略方針

(R5.6.13閣議決定)

高等教育費の負担軽減

教育費負担が理想のこども数を持っていない大きな理由の一つの声があり、高等教育費は特にその負担軽減が喫緊の課題

授業料等減免等の中間層への拡大、授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直しを実施（詳細は右記のとおり）

左記方針を踏まえ、R6 予算要求を行うとともに、必要な制度・取組を検討

高等教育の修学支援の着実な実施

- ・高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（こども家庭庁計上）
- ・基準を満たす希望者全員に対する無利子奨学金の貸与等、貸与型奨学金及びその返還支援の着実な実施

「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策の実施（令和6年度～）

以下の詳細について予算編成過程で検討を進める

- ① **授業料等減免及び給付型奨学金**：授業料等減免と給付型奨学金を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、多子世帯や理工農系の中間層（世帯年収600万円程度（モデルケース）まで）に支援対象を拡大。また、多子世帯の学生等の授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえ更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。
- ② **貸与型奨学金**：減額返還（定額返還における月々の返還額を減らす制度。返還総額は変わらない）について、要件等を柔軟化
- ③ **授業料後払い制度**：授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。大学院修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けた更なる検討

令和5年10月2日開催「第7回こども未来戦略会議」資料4より抜粋

<参考>教育未来創造会議

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」概要抜粋（1 / 2）

教育未来創造会議においては、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」、略称「J-MIRAI」が令和5年4月27日に策定された。J-MIRAIでは、2033年までの目標として、留学生の派遣50万人・受入れ40万人等が掲げられている。

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資を進めることが重要**。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより**、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について**量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視**。
- 今後、**より強力に高等教育段階の人的交流を促進し**、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進**。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境**や、**高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

<参考>教育未来創造会議

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」概要抜粋（2/2）

Ⅲ.2033年までの目標

日本人学生の派遣



2033年までに**50万人**
(コロナ前22.2万人)

非英語圏の仏・独と同等の水準

<大学・専門学校等>

○日本人留学生における学位取得等を目的とする長期留学者の数
6.2万人→**15万人**

○協定などに基づく中短期の留学生数
11.3万人→**23万人**

<高校等>

○高校段階での留学者数
研修旅行（3か月未満）
4.3万人→**11万人**
留学（3か月以上）
0.4万人→**1万人**



外国人留学生の受入れ・定着



2033年までに**40万人**
(コロナ前31.8万人)

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

<大学・専門学校・日本語学校等>

○外国人留学生の数
31.2万人→**38万人**

○全学生数に占める留学生の割合
学部：3%→5%
修士：19%→20%
博士：21%→33%

<高校等>

○外国人留学生の数（高校）
0.6万人→**2万人**

○全生徒数に占める留学生の割合
高校：0.2%→0.7%

○留学生の卒業後の国内就職率（国内進学者を除く。）
48%→60%

教育の国際化



<大学等>

○英語のみで卒業・修了できる学部・研究科の数
学部：86→200
研究科：276→400

○海外の大学との交流協定に基づく交流のある大学の割合
48%→80%

○ジョイント・ディグリー・プログラムの数
27→50

○ダブル・ディグリー・プログラム※の数
349→800

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

<中学・高校等>

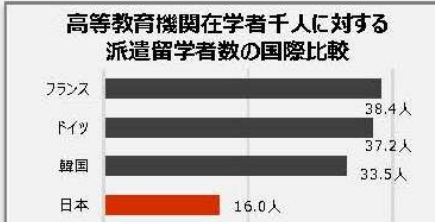
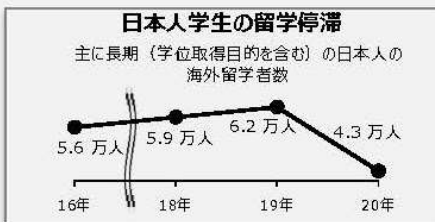
○英語で複数教科の授業を受けられる高校（コース等含む。）の数
50→150

○対面での国際交流を行う高校の割合
18%→50%

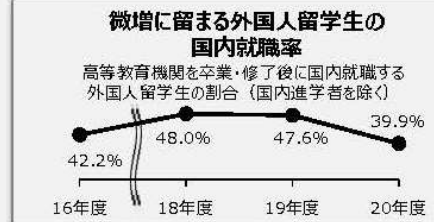
○中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流を行っている学校の割合
20%→100%

現状

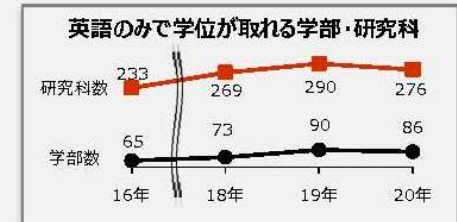
日本人学生の派遣



外国人留学生の受入れ・定着



教育の国際化



<参考>教育未来創造会議

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」パンフレット抜粋

日本人学生の派遣

2033年までに
50万人を派遣します

将来、留学に必要な力を育みます



海外大学・大学院への留学がしやすくなるよう支援を充実します



留学後の就職の心配がなくなるよう取組を進めます

小・中・高校段階

- 子供たちが英語を読む、書く、聞く、話す力を育みます
- 海外経験の機会や実践的な研修の充実により、教員の指導力を強化していきます
- 高校段階での留学や、海外大学への進学に向けた支援を広げていきます

大学・大学院段階

- 官民一体で奨学金(JASSO等)を充実します
- 交換留学(協定派遣)の増加に向けた取組を進めます
- 社会人による海外大学院への留学を促進します

社会との接続

- 留学後の就職に必要な情報提供を充実します
- 帰国と就職活動のタイミングのミスマッチを解消するため、通年採用など様々な選考機会が提供されるよう促します
- 留学したことが企業で積極的に評価されるよう機運を醸成します

外国人留学生の受け入れ・定着

2033年までに
40万人を受け入れます

日本留学の一步を踏み出しやすくなるよう来日前における取組を充実していきます



国内大学等での充実した学びと快適な留学環境を整えるため取組を進めます

外国人留学生が卒業後、日本で働きやすい環境を整えていきます



留学前

- 海外での日本語教育を充実します
- 面接や入学等の手続きのオンライン化等を通じた来日前の入学選抜を促します

留学中

- 外国で学位を取得した教員の増加や英語のみで卒業できるコースを充実します
- キャンパスの質及び魅力を向上します
- 秋入学、通年入学の導入を進めていきます

留学後

- 日本企業で外国人留学生が働きやすくなるため社内制度の見直しや企業風土の改善などを促します
- 全国各地で外国人留学生と企業とのマッチングの機会を拡大します
- ハローワーク等における、多言語での対応など就職の相談支援を強化します

<参考>教育未来創造会議

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」工程表概要抜粋

第二次提言にかかる工程表は令和5年9月5日に公表され、中長期留学を促進する等の協定派遣増に向けた取組の推進や、優秀な学生の早期からのリクルート等の実施に向けたスケジュールが示された。

2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）	2025～27年度（令和7～9年度）	2028～33年度（令和10～15年度）
---------------	---------------	--------------------	----------------------

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）	2025～27年度（令和7～9年度）	2028～33年度（令和10～15年度）
日本人学生の派遣方策	協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組の推進	中長期留学を促進する等の協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組を推進		左記の取組の成果を踏まえ、必要な方策を検討・実施
	給付型奨学金の着実な拡充など奨学金の充実	日本人学生の海外留学の促進に向けた構造的・抜本的方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って給付型奨学金を着実に拡充するなど日本学生支援機構による奨学金の充実に取り組む		
	「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進	外国人高校生の招致による国内高校生との国際交流機会の促進 第2ステージ初となる「新・日本代表プログラム」の高校生等及び大学生等コースに採用された生徒・学生の留学支援を実施	官民協働により「トビタテ！留学JAPAN」の発展的な事業を推進するとともに、その成果を国による「海外留学支援制度」の見直しに反映	
外国人留学生の受入れ方策	優秀な学生の早期からのリクルート	関係省庁、日本学生支援機構、国際交流基金等において、日本の大学等の戦略的な広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化を検討	検討内容を踏まえ、現地の関係機関と連携して学生の早期からのリクルート及び広報・情報発信等を行うための機能を強化	
		JV-Campusにおいて日本語・日本文化等、訴求力あるコンテンツを提供	JV-Campusにおける教育コンテンツの更なる充実	
		国際交流基金を通じ、良質なオンライン教材による日本語学習機会の提供、日本語学習者招へい等による日本留学への勧奨を実施	国際交流基金によるオンライン日本語教材や学生招へいプログラムの更なる充実	
国費留学生制度の地域・分野重点化の見直し、手続の柔軟化	制度の見直し方策を策定し、順次見直し		地域・分野の重点化、手続の効率化や簡素化などの見直しを着実に推進	

<参考>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律概要

平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）において努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が、令和3年の法改正により義務化された。改正法は令和6年4月1日から施行となる。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

目次

- 表紙……………1
- 共生社会の実現に向けて……………2
- 合理的配慮の提供とは……………4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！……………6
- 不当な差別的取扱いとは……………8
- 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト……………10
- 困ったときは……………12



リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」より抜粋

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成



段差がある場合に、スロープなどで補助する
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

<参考>障害のある学生の修学支援に関する検討会の動き

改正障害者差別解消法の施行等を背景に、高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方についての検討を行うため、文部科学省高等教育局において「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が設置され、検討が進められている。

資料1

障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催について

令和5年4月21日
高等教育局長決定

1. 趣旨

令和6年4月に障害者差別解消法の一部を改正する法律（以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行され、私立学校を含む全ての大学等において、障害のある学生（以下、「障害学生」という。）に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることとなる。

文部科学省ではこれまで、合理的配慮の考え方や大学を含む関係機関が取り組むべき中長期的課題等について検討を行い、平成24年度に「第一次まとめ」、平成28年度に「第二次まとめ」をとりまとめ、大学等における取組を促してきたところであるが、各大学等においては、近年の障害学生の増加や、改正障害者差別解消法の施行等を背景に、これまで以上に、障害学生への修学支援体制の整備が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方について検討を行うため、障害のある学生の修学支援に関する検討会（以下、「検討会」という。）を以下の要領にて開催する。

2. 検討事項

- ①高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方
- ②その他の必要な事項

3. 実施方法

- ①検討会は別紙に定める有識者により構成する。
- ②検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。

4. 設置期間

令和5年4月21日から令和6年3月31日までとする。

5. 庶務

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局学生支援課において処理する。

別紙

障害のある学生の修学支援に関する検討会 名簿

柏倉 秀克	桜花学園大学 副学長・教授
川島 聡	放送大学 教授
近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 教授
島津 悠貴	一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアム 運営委員 株式会社堀場製作所 グローバル人事部
白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 教授
神藤 典子	関西大学 学事局次長
高橋 知音	信州大学学術研究院教育学系 教授
竹田 一則	筑波大学人間系 教授
殿岡 翼	一般社団法人全国障害学生支援センター 代表理事
中野 泰志	慶応義塾大学経済学部 教授
南谷 和範	大学入試センター試験技術研究部門 教授
村田 淳	京都大学学生総合支援機構 准教授
矢澤 睦	仙台高等専門学校 教授

(オブザーバー)

関係府省

独立行政法人日本学生支援機構

※ 五十音順